

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第1 県は、物価高騰下における、児童養護施設等の安定的な運営を支援するため、児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付対象）

第2 補助金の交付対象は、次のとおりとする。ただし、この要綱の施行日の前日までに、廃止した施設及び登録を削除された里親は、交付対象とはしないものとする。

- （1） 宮城県内（仙台市を除く。）に所在する、児童が措置されている児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業者（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業者（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を含む。以下「ファミリーホーム」という。）
- （2） 宮城県の児童相談所から児童を委託されている里親（以下「委託里親」という。）

（交付額の算定方法等）

第3 補助金の交付対象となる基準単価、対象経費及び助成額は、別表1のとおりとする。

（交付申請及び実績報告）

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号又は別記様式第2号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

3 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- （1） 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- （2） 県税に未納がある者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、規則、要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- （2） 事業に係る証拠書類等については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （3） 補助事業者は、次のイ又はロに該当する場合は、別記様式第3号により県に報告するとともに、別表2に基づいて算出された額を返還しなければならない。（あらかじめ相当額を差し引いて交付された場合を除く。）。

イ 補助金の対象となった施設が補助金の交付決定日から令和8年3月31日までに廃止休止等により事業活動を停止した場合又は定員を減少させた場合（以下「廃止等」という。）

ロ 補助金の対象となった委託里親が補助金の交付決定日から令和8年3月31日までに委託解

除等により委託児童数が減少した場合（以下「委託解除等」という。）

- （４） この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- （５） この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- （６） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（交付の決定及び額の確定）

- 第 6 知事は、第 4 の交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 第 1 項の交付の決定は、規則第 13 条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

（補助金の交付方法）

- 第 7 本補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

（補助金の取消し）

- 第 8 知事は、規則第 16 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

（補助金の返還）

- 第 9 補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助金の額を確定した後に、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（書類の提出部数）

- 第 10 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各 1 部とする。

（その他必要な事項）

- 第 11 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 25 日から施行し、令和 4 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 25 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 16 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 2 3 日から施行し、令和 6 年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 3 日から施行し、令和 7 年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1 対象額の算出方法等

交付対象	基準単価	対象期間	単位	対象経費	1月当たりの 助成額
児童養護施設	900 円	前期 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日	認可定員	・電気料金、 ガス料金及び 冷暖房・給油 等に係る灯 油・重油購入 費 ・入所者の送 迎等に係るガ ソリン・軽油 購入費	基準単価に 単位を乗じた 額
乳児院			運営規程に定 める入居定員		
母子生活支援施設		後期 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日			
自立援助ホーム			委託児童数		
ファミリーホーム					
委託里親					

※対象期間の各月の途中に単位の変更があった場合の取扱い

施設：移転・廃止・定員変更等があった日の属する月の翌月から変更を適用する（初日に移転・廃止・定員変更等があった場合は、移転・廃止・定員変更等があった月の属する月から変更を適用する。）。新設の場合は、初めて児童が措置された日の属する月の翌月から支給する（初日に措置された場合は、措置された日の属する月から支給する。）。
例）8/1 新設、9/1 措置 → 9月分から支給 8/1 廃止 → 7月分まで支給
8/1 新設、9/2 措置 → 9月分支給なしにつき申請対象外 8/2 廃止 → 8月分まで支給

里親：委託又は解除の措置があり児童数に増減が生じた場合は、増減があった日の属する月の翌月から変更を適用する（初日に委託解除等があった場合は、委託解除等があった月の属する月から変更を適用する。）。
例）8/1 委託 → 8月分から支給 8/1 解除 → 7月分まで支給
8/2 委託 → 9月分から支給 8/2 解除 → 8月分まで支給

別表2 第5(3)の取扱い

施設種別	返還額
① 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム：月の途中で廃止等があった場合	別表１の基準単価に単位を乗じた額に廃止等の翌月以降の月数を乗じた額（月の初日に廃止等があった場合は、別表１の基準単価に単位を乗じた額に廃止等があった月の属する月以降の月数を乗じた額）
② 委託里親：月の途中で委託解除等があった場合	別表１の基準単価に委託解除等児童数を乗じた額に委託解除等の翌月以降の月数を乗じた額（月の初日に委託解除等があった場合は、別表１の基準単価に単位を乗じた額に委託解除等があった月の属する月以降の月数を乗じた額）

別記様式第 1 号（施設用）

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）第 12 条第 1 項による実績報告書といたします。

申請者	フリガナ			
	法人等名			
	代表者の職・氏名	職 名	氏 名	
	所在地	(郵便番号 ー)		
	申請に関する担当者	職 名	氏 名	
	連絡先	電話番号	E-mail	
交付決定 通知等書類 郵送先住所	(郵便番号 ー)			

申請内容

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金			交付対象期間	施設数	定員	申請額
施設種別	児童養護施設	900 円	か月	か所	人	円
	乳児院	900 円	か月	か所	人	円
	母子生活支援施設	900 円	か月	か所	人	円
	自立援助ホーム	900 円	か月	か所	人	円
	ファミリーホーム	900 円	か月	か所	人	円
					合計	円

内訳

施設種別	施設名	所在地	定員

誓 約 事 項	
☐	この補助金は、施設の電気料金等の光熱費、灯油・ガソリン等の燃料購入費に充てる。
☐	この補助金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
☐	この助成金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
☐	施設種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
☐	暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 条）に規定する暴力団又は暴力団員ではない。
☐	県税に未納がない。

※制約事項を確認し相違ない場合は、「□」に✓を記載すること。

振込口座

金 額	金 円	
支払金融機関	銀行 支店（当座・普通）口座番号	
	口座名義	
経 理 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	

※本申請書裏面へ振込口座が確認できる書類（通帳等）のコピーを貼付願います。

別記様式第2号（委託里親用）

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

標記について、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた際には、この申請をもって補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第12条第1項による実績報告書といたします。

申請者	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	(郵便番号 -)	
	連絡先	電話番号	

申請内容

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金				交付対象期間	基準単価	申請額
委託児童名		委託開始日	委託解除日			
	(例) 宮城 太郎	H30.5.1	R7.9.25	6 か月	900 円	5,400 円
①				か月	900 円	円
②				か月	900 円	円
③				か月	900 円	円
④				か月	900 円	円
合計						円

誓 約 事 項	
☐	この補助金は、施設の電気料金等の光熱費、灯油・ガソリン等の燃料購入費に充てる。
☐	この補助金と対象経費を重複して、他の助成金を受けていない。
☐	この助成金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
☐	施設種別・申請金額等の申請内容に相違ない。
☐	暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員ではない。
☐	県税に未納がない。

※制約事項を確認し相違ない場合は、「□」に✓を記載すること。

振込口座（申請者名義の口座）

金 額	金 円	
支払金融機関	銀行	支店（当座・普通）口座番号
	口座名義	
経 理 責 任 者	氏 名	
	連 絡 先	

※本申請書裏面へ振込口座が確認できる書類（通帳等）のコピーを貼付願います。

別記様式第3号

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金交付申請書兼実績報告変更申請書
令和 年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

令和 年 月 日付け宮城県（子家支）指令第 号で交付決定及び額の確定通知がありました児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金について、下記のとおり廃止等又は委託児童数の減少が生じたので補助金交付要綱第5（3）に基づき報告いたします。

記		
申請者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	(郵便番号 -)
	連絡先	電話番号

【変更前】
(施設)

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金			交付対象期間	施設数	定員	申請額
施設種別	児童養護施設	900 円	か月	か所	人	円
	乳児院	900 円	か月	か所	人	円
	母子生活支援施設	900 円	か月	か所	人	円
	自立援助ホーム	900 円	か月	か所	人	円
	ファミリーホーム	900 円	か月	か所	人	円
合計						円

(里親)

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金				交付対象期間	基準単価	申請額
委託児童名		委託開始日	委託解除日			
①				か月	900 円	円
②				か月	900 円	円
③				か月	900 円	円
④				か月	900 円	円
合計						円

【変更後】
(施設)

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金			交付対象期間	施設数	定員	申請額
施設種別	児童養護施設	900 円	か月	か所	人	円
	乳児院	900 円	か月	か所	人	円
	母子生活支援施設	900 円	か月	か所	人	円
	自立援助ホーム	900 円	か月	か所	人	円
	ファミリーホーム	900 円	か月	か所	人	円
合計						円

(里親)

児童養護施設等原油価格高騰対策費補助金				交付対象期間	基準単価	申請額
委託児童名		委託開始日	委託解除日			
①				か月	900 円	円
②				か月	900 円	円
③				か月	900 円	円
④				か月	900 円	円
合計						円